

ちば施設予約サービスにおける千葉市内施設に関する利用申請規約

平成30年11月1日

ちば施設予約サービス利用規約「3 施設に係る例規等の優先」に基づき、当該規約における「6 利用可能施設の登録（2）」について、千葉市内の施設に関しては以下のとおり読み替えるものとします。なお、利用可能施設の追加登録を完了された方は、本規約に同意いただいたものとみなします。

6 利用可能施設の登録

(2) 利用可能施設を追加登録したい場合は、追加したい施設の窓口に利用可能施設追加登録申請をしていただきます。この場合、窓口において前項の本人確認と併せて、利用者番号、利用者名(団体名)、電話番号の3点を確認させていただきます。また、登録元施設が千葉市内である場合に限り、当該利用可能施設追加登録申請は、追加したい施設への電話による事前申請を可能とします。ただし、別表1に定める施設は電話による事前申請を不可とします。この申請を行った場合、申請日の翌々月の末日までに当該施設の窓口にて利用可能施設登録を行わなければなりません。

別表1

施設	理由
社会教育施設(公民館)	千葉市公民館設置管理条例及び千葉市公民館管理規則により、社会教育振興上必要と認められる団体に利用を限定し、施設追加時に審査を実施するため。